

制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則：2008年11月5日の欧州評議会閣僚委員会勧告第11号

九州少年法研究会

武内，謙治
九州大学大学院法学研究院：准教授

斎藤，司
龍谷大学法学部：准教授

石田，倫識
愛知学院大学法学部：専任講師

他

<https://doi.org/10.15017/16255>

出版情報：法政研究. 76 (3), pp.75-116, 2009-12-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則 ——2008年11月5日の欧州評議会閣僚委員会勧告第11号——

九州少年法研究会

目次

はしがき

制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則についての加盟国閣僚委員会の勧告 (CM/Rec (2008) 11)

勧告CM/Rec (2008) 11の添付文書 制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則

第1部 基本原則、範囲及び定義

A. 基本原則

B. 範囲及び定義

第2部 社会内制裁及び措置

C. 法的枠組み

D. 実施条件及び不遵守の効果

D.1. 実施条件

D.2. 不遵守の効果

第3部 自由の剝奪

E. 総則

E.1. 総合的なアプローチ

E.2. 施設の構造

E.3. 収容

E.4. 入所

E.5. 居室

E.6. 衛生

E.7. 衣類及び寝具

E.8. 給食

E.9. 健康

E.10. 執行上の活動

E.11. 外部との交通

E.12. 思想、良心及び宗教の自由

E.13. 秩序

E.13.1. 一般的なアプローチ

- E.13.2. 搜索
- E.13.3. 有形力、身体の拘束及び武器の使用
- E.13.4. 安全及び保安上の理由に基づく分離
- E.13.5. 規律及び懲罰
- E.14. 施設間の移送
- E.15. 釈放の準備
- E.16. 外国籍者
- E.17. 施設における民族的及び言語的少数者
- E.18. 障がいをもつ少年
- F. 各則
 - F.1. 警察拘禁、未決拘禁及び判決宣告前における他の自由の剝奪形態
 - F.2. 福祉施設
 - F.3. 精神保健施設
- 第4部 法的な助言及び援助
- 第5部 不服申立手続、視察及び監視
 - G. 不服申立手続
 - H. 監査及び監視
- 第6部 職員
- 第7部 評価、調査研究、メディア及び一般の人々との協働
 - I. 評価及び研究
 - J. メディア及び一般の人々との協働
- 第8部 規則の更新

はしがき

1 本資料は、2008年11月5日に開催された欧州評議会の第1040回閣僚代理会議において採択された「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則(Recommendation CM/Rec (2008) 11 of the Committee of Ministers to member states on the European Rules for juvenile offenders subject to sanctions or measures)」(以下、「本規則」と記す)を訳出したものである。翻訳にあたっては、石田倫識(愛知学院大学法学部専任講師、前文及び規則1-規則48.5)、武内謙治(九州大学大学院法学研究院准教授、規則49.1-86.2)、相澤育郎(九州大学法学府博士後期課程、規則87.1-107.2)、斎藤司(龍谷大学法学部准教授、規則108-142)が分担して下訳

を作成した上で、武内が中心となり全体の訳語や表現の統一を図った。本資料の翻訳は、英語版によることを基本としたが、英語による註釈 (Draft commentary to the european rules for juvenile offenders subject to sanctions or measures) のほか本規則のドイツ語版⁽¹⁾をも参照した上で、規定の趣旨がより明確になる訳語をあてた部分がある。本資料の翻訳にあたっては、これまで日本で公にされてきた、国際条約・国連準則及び欧州評議会による勧告の翻訳も可能な限り参照した。

2 刑事司法や少年司法分野に関係する国際条約や準則が発展を見せるなかで、欧州評議会による欧州レベルでの刑事司法・少年司法制度運営に関するルール整備が日本の少年・刑事司法制度の検討にあたって重要であることは、すでに早い段階から認識されてきた⁽²⁾。確かに、それは、直接には欧州評議会の加盟国に向けられたものである。したがって、それは、法的意味や実際上の効果という点でいえば、国際条約や国際連合による準則とまったく同列に論じられうるものではない。しかし、欧州評議会によるルールの整備は——本規則の註釈が多くの参照を求めていることから示されているように——刑事司法・少年司法分野における国際条約や国際連合レベルの準則を土台とし、それを発展させる形で進められている。基礎にある犯罪学上の知見や刑事政策上の視角も含めて、欧州レベルにおけるルールの整備状況を見ることは、国際条約や国連準則の発展の方向性を探るために必要であり、また不可欠でもある。

3 本規則の策定作業については、起草にあたったAndrea Boechtold (Bern大学刑法及び犯罪学研究所所長)、Frieder Dünkel (Greifswald大学犯罪学教授)、Dirk van Zyl Smit (Nottingham大学国際刑法及び行刑法教授) が、欧州諸国における少年司法の課題に触れつつ、踏み込んだ紹介をすでに行っている (Dünkel/Baechtold/van Zyl Smit 2007, Dünkel 2008a, Dünkel 2008b, Dünkel 2009)。それ

⁽¹⁾ 本翻訳が参照したドイツ語版の本文は、ドイツ連邦司法省のホームページ (http://www.bmj.bund.de/files/-/3205/Freiheitsentzug_Empfehlungen_Europarat_September2009.pdf) に掲載されたものである。ドイツ・オーストリア・スイスの司法省が共同してドイツ語に翻訳した、少年・刑事司法領域の欧州評議会による勧告 (Bundesministerium der Justiz Berlin/Bundesministerium für Justiz Wien/Eidgenössischen Justiz- und Polizeidepartement Bern 2004) と欧州刑事施設規則 (Bundesministerium der Justiz Berlin/Bundesministerium für Justiz Wien/Eidgenössischen Justiz- und Polizeidepartement Bern 2007) のPDFファイル版も、同所で入手可能である。

⁽²⁾ その重要性については、とくに、この領域の先駆的な業績である芝原 1985を参照。

によれば、本規則の策定作業は次のような経緯をたどっている。

2006年に欧州刑事施設規則 (European Prison Rules, EPR) を改定した際、欧州評議会の犯罪問題委員会 (Committee on Crime Problems, CDPC) は、拘禁された少年及び社会内処分を受けている少年に関する欧州評議会の最低基準を策定するための専門委員会を設置した。専門委員会の委員となったのは、先に触れたA. Boechtold、F. Dünkel、D. van Zyl Smitの3人である。専門委員会が取り扱うべき問題は、当初から、EPRよりも広範に渡るものであった。施設内処分と社会内処分の領域の問題を取り扱うべきものとされただけでなく、少年の自由剥奪のあらゆる形態を射程に入れるべきものとされていたからである。「古典的」ともいえる少年行刑のほか、(場合によっては閉鎖的でもある)教育施設への収容、精神保健上の施設 (又はその他の保安処分の施設) への収容、さらには福祉的なホームや未決拘禁における一時的な自由剥奪といった、自由剥奪のすべての形態が含まれるべきものとされたことになる。

専門委員会は、2006年半ばから6回の会合をもっている。2007年7月のGreifswaldにおける会合、2007年10月及び2008年4月のStrassbourgにおける会合で、本規則の本質的な部分が起草され、註釈も同時に専門委員たちにより作成された。本規則が「グライフスヴァルト・ルールズ (Greifswald Rules)」とも称される所以である。その後、2008年3月31日から4月4日までの行刑学協力会議 (Council for Penological Co-operation, PC-CP) で本規則とその註釈を最終的に調整し、2008年6月には、微調整の上で註釈の策定も含めてCDPCにおける作業が終了している。こうして作成された草案が、2008年11月5日に開催された欧州評議会の第1040回閣僚代理会議において採択されたわけである。

4 策定作業の経緯からもすでに窺われるように、本規則の意義は、なにより、未成年者を対象として、社会内処分と施設内処分の双方の領域に関し、しかも少年・刑事司法上の措置にとどまらない若年者に対する自由剥奪措置全般を視野に入れて、欧州レベルにおけるルールが策定されたことにある。F. Dünkelによれば、なぜ新しい勧告・最低基準規則の制定なのか、なぜ未成年者に関する勧告なのか、なぜ

⁽³⁾ 1987年の欧州刑事施設規則の日本語訳については、宮崎/五十嵐/福田 1991: 533-544。2006年に改訂された規則の日本語訳として、吉田 2008がある。

施設内処分と社会内処分の執行に関する勧告なのか、という3つの問いが重なる領域に、本規則の意義は関係することになる (Dünkel 2008a : 59-60)。

欧州レベルでみてみれば、施設内処分に関しては、EPRが1987年に策定、2006年に改定されている。また、社会内処分に関しては、「社会内制裁及び措置に関する欧州規則 (European Rules on Community Sanctions and Measures, ERCSM)」が1992年に成立を見ている。しかし、これらの規則はいずれも成人を対象としたものである。ERPの規則第11やERCSMの前文が示唆しているように、少年については、特別な規定が必要であると考えられていた。少年司法に関係する欧州評議会の勧告がなかったわけではない。1987年には「少年非行に対する社会的対応 (Social reactions to juvenile delinquency)」が、2003年には「少年非行の扱いと少年司法の役割の新たな道 (New Ways of dealing with juvenile delinquency and the role of juvenile justice)」⁽⁴⁾がその改定という形で、加盟国に勧告されている。しかし、これらの勧告は、いずれも、少年司法における処分の適用要件やその実務運用に関心を置いており、社会内処分や施設内処分の執行に焦点を当てたものではなかった。

国際連合レベルにおける準則においても、問題の構造は同様である。施設内処分については「被拘禁者処遇最低基準規則」などがあり、社会内処分については「非拘禁措置に関する国連最低基準規則 (東京ルールズ)」⁽⁵⁾があるが、念頭に置かれているのはやはり成人である。少年司法に関しては、子どもの権利条約第37条及び第40条と並んで、「少年司法運営に関する国連最低基準規則 (北京ルールズ)」が狭義の少年司法手続を、「自由を奪われた少年の保護に関する国連準則 (ハバナ・ルールズ)」が身体拘束処分を、「少年非行の防止に関する国連ガイドライン (リヤド・ガイドライン)」⁽⁶⁾が少年非行予防措置を、それぞれ規整しているが、社会内処遇を正面から扱った準則はない。⁽⁷⁾

⁽⁴⁾ 1992年の「社会内制裁及び措置に関する規則」の概要を紹介するものとして、海渡 2006 : 127-133がある。同論文は、刑事施設規則(2006年)、刑事施設の過剰収容及び被収容者人口増に関する勧告 (1999年)、社会内制裁及び措置に関する欧州規則の実施改善のための勧告 (2000年)の概要と意義についても併せて検討している。

⁽⁵⁾ その概要については、Dünkel 2008b: 107-108, Dünkel 2009: 33-34を参照。

⁽⁶⁾ 被拘禁者最低基準規則の日本語訳として、宮崎/五十嵐/福田 1991 : 519-528、矯正関係国際準則集 2008 : 45-82が、東京ルールズの日本語訳として、日本弁護士連合会 2006、矯正関係国際準則集 2008 : 363-382がある。東京ルールズの意義を検討するものとして、田鎖 2006がある。

⁽⁷⁾ これらの国連準則の日本語訳として、宮崎/五十嵐/福田 1991 : 574-608、澤登/比較少年法研究会1991。

本規則は、こうした間隙を、施設内処遇と社会内処遇の双方を扱い、かつ若年者に対する自由剥奪処分全般を視野に入れる形で、少なくとも欧州レベルにおいて埋め合わせるべく策定されたものである。

5 内容面の特徴について、ごく簡単に触れておこう。まず、本規則も、EPRと同様に、全体の骨格となる基本原則を20の規則で掲げている。この基本原則により、「本規則が、すでに存在している人権水準に遅れをとるものではないことが明らかにされている」(Dünkel 2008a : 62)。一方では「最小限度の介入の原則」(規則9)や「比例原則」、「個別化原則」(規則5)、「成人に対して不利な地位に置かれない原則」(規則13)、「地域社会の参加及び継続的なケアの原則」(規則15)などが国際条約・国連準則を受け継ぐ形で、他方では「社会統合・教育の原則、再犯予防の原則」(規則2)や苦痛・害悪の増幅の禁止原則(規則8)、青年を少年とみなす原則(規則17)、職員や資源に関する原則(規則18・19)などが、EPRやERCSM、そして従前の欧州評議会勧告を継承する形で、規則全体を貫く原則として確認されている⁽⁸⁾。これらの原則に貫かれた規則の実効性を実質化すべく、資質や勤務条件、訓練など職員に關係する詳細な規定を置き(例えば、規則127.1-134.2)、いわゆるモニタリングに関する規定を整備している点(規則20, 125-126.4)も本規則の特徴であろう。

社会内処分に關して本規則の出発点になっているのは、年齢に見合った社会内処分の多様性の確保(規則23.1)や、教育的及び損害回復的な措置を優先させること(規則23.2)である(Dünkel 2008a : 70)。前者は、すでに東京ルールズにおいても目にすることができるものである(規則2.3)。

少年行刑やその他の自由剥奪に關して強調されているのは、既存の国際条約・準則でも強調されてきた、自由剥奪の最終手段性や最短性のほか、身体的・精神的無傷性の保護、福利の促進(規則52.1)や「促進奨励・動機づけの原則」(例えば、規則76.1)である。施設内処分について不可避の課題となる規律秩序の維持に關して

⁽⁸⁾ ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合 2005 : 25-33などと対比しても明らかのように、これらの原則のうちの少なくないものは、たとえばドイツの少年司法に關する学理・実務において(も)確立・確認されてきたといえる。一方で、欧州レベルのルールを支える思想や原則の淵源を探り、他方で、国際条約・準則の展開との相互作用を視野に入れてヨーロッパ諸国における法制度やそれをめぐる議論の展開過程を分析していくことは、今後の重要な分析課題であろう。行刑領域における欧州レベルでのルールに關する考察については、van Zyl Smit/Snacken 2009をとくに参照。また、ドイツにおける国際条約・準則の重要性の指摘については、Höynck/Neubacher/Schüler-Springorum 2001をとくに参照。

は、「ダイナミック・セキュリティ (dynamic security, die dynamische Sicherheit)」の重要性が強調されている (規則88.3)。これはすでにEPR (規則49-53.7) においてもとりあげられている考えであり、建築構造上・技術上の保安措置のみによる規律秩序の維持に代えて、人間同士の積極的な接触やつながりを発展させることを志向し、それを通して施設内の規律秩序の維持を図ろうとするものである (Dünkel 2008a : 79-80)。

その他、本規則では、懲罰を最終手段とし、修復的な紛争解決や教育的な相互作用を優先すべきこと (規則94.1) や、不服申立の処理にあたっては調停や紛争解決を優先すべきこと (規則122.2) も説かれている。こうした基本的な視座は、未成年者に対する自由剥奪全般のなかで施設内処遇の問題をとらえようとする基本的な態度とならんで、日本における少年司法運営や制度設計に対しても重要な問題を提起しているといえよう。

2000年代の後半、欧州においても新自由主義的な厳罰志向の少年司法改革が相次いでおり、それについてどのような態度をとり、それとどのように向き合うかは、学理上も実務上も大きな課題になっているといえる。本規則がもつ実質的な意義の把握を試みる際には、かかる時代的・現実的な背景を捨象することなく、微視・巨視の両面において、国際条約・準則の発展の方向性とその社会的役割を確認する作業が不可欠であろう。⁽⁹⁾

(武内謙治)

参考文献

外国語文献

Bundesministerium der Justiz Berlin; Bundesministerium für Justiz Wien; Eidgenössischen Justiz- und Polizeidepartement Bern (2004), *Freiheitsentzug. Die Empfehlungen des Europarates 1962-2003*, Mönchengladbach.

Bundesministerium der Justiz Berlin; Bundesministerium für Justiz Wien; Eidgenössischen Justiz- und Polizeidepartement Bern (2007), *Freiheitsentzug. Europäische Strafvollzugsgrundsätze. Die Empfehlung des Europarates Rec (2006)2*, Mönchenglad-

⁽⁹⁾ 欧州諸国における少年司法改革の概観と直面する課題の指摘については、Dünkel 2008bをとくに参照。1990年代における欧州諸国の比較については、Dünkel/Kalmlthout/Schüler-Springorum 1997をとくに参照。

bach.

Dünkel, Frieder (2008a), Europäische Mindeststandards und Empfehlungen für jugendliche Straftäter als Orientierungspunkte für die Gesetzgebung und Praxis: die „European Rules for Juvenile Offenders Subject to Sanctions and Measures“, in: Deutsche Vereinigung für Jugendgerichte und Jugendgerichtshilfen e.V. (Hrsg.): *Fördern Fordern Fallenlassen. Aktuelle Entwicklungen im Umgebungs mit Jugenddelinquenz. Dokumentation des 27. Deutschen Jugendgerichtstages vom 15.-18. September 2007 in Freiburg*, Mönchengladbach, SS. 55-89.

Dünkel, Frieder (2008b), Jugendstrafrecht im europäischen Vergleich im Licht aktueller Empfehlungen des Europarats, NK Jg. 20 Ht. 3, S. 102-114.

Dünkel, Frieder (2009), Young People's Rights: The Role of the Council of Europe, in: Junger-Tas, Josine; Dünkel, Frieder (Hrsg.): *Reforming Juvenile Justice*, New York, PP. 33-44.

Dünkel, Frieder; Baechtold, Andrea; van Zyl Smit, Dirk (2007), Europäische Mindeststandards und Empfehlungen als Orientierungspunkte für die Gesetzgebung und Praxis – dargestellt am Beispiel Empfehlungen für inhaftierte Jugendliche und Jugendliche in ambulanten Maßnahmen (die „Greifswald Rules“), in: Goerdeler, Jochen; Walkenhorst, Philipp (Hrsg.): *Jugendstrafvollzug in Deutschland. Neue Gesetze, neue Strukturen, neue Praxis?*, Mönchengladbach, SS. 114-140.

Dünkel, Frieder; Kalmthout, Anton van; Schüler-Springorum, Horst (1997), *Entwicklungstendenzen und Reformstrategien im Jugendstrafrecht im europäischen Vergleich*, Mönchengladbach.

Höynck, Theresia; Neubacher, Frank; Schüler-Springorum, Horst (2001), *Internationale Menschenrechtsstandards und das Jugendkriminalrecht. Dokumente der Vereinten Nationen und des Europarates*, Mönchengladbach.

Van Zyl Smit, Dirk; Snacken, Sonja (2009), *Principles of European Prison Law and Policy. Penology and Human Rights*, Oxford.

日本語文献

海渡雄一 (2006) 「欧州評議会における社会内処遇に関する国際人権基準の発展」自由と正義57巻12号124-138頁

澤登俊雄・比較少年法研究会編著 (1991) 『少年司法と国際準則——非行と子どもの人権——』三省堂

芝原邦爾 (1985) 『刑事司法と国際準則』東京大学出版会

田鎖麻衣子 (2006) 「社会内処遇措置のための国連最低基準規則(東京ルール)について」自由と正義57巻12号119-123頁

ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合(武内謙治訳) (2005) 『ドイツ少年刑法改革のための諸提案』現代人文社

日本弁護士連合会（訳）（2006）「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則（東京ルール）」自由と正義57巻12号146-139頁

宮崎繁樹・五十嵐二葉・福田雅章編（1991）『国際人権基準による刑事手続ハンドブック』青峰社

吉田敏雄（2008）「欧州刑事施設規則(1)(2)——2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号——」北海学園大学学園論集 135号95-114頁、136号117-137頁

『研修教材 矯正関係国際準則集 [三訂版]』（2008）矯正協会

制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則についての加盟国閣僚委員会の勧告 (CM/Rec (2008) 11)

(2008年11月5日、第1040回閣僚代理会議にて、閣僚委員会により採択)

閣僚委員会は、欧州評議会規程第15条第b項により、

欧州評議会の目的が、とりわけ加盟国に共通の関心事に関する調和的な法を通じて、加盟国間のさらなる統一を図ることにあることを考慮し、

特に、

- 人権及び基本的自由の保護に関する条約 (ETS No. 5) 及び欧州人権裁判所の判例法
 - 拷問及び非人道的又は品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を防止するための欧州条約 (ETS No.126) 及び同条約の実施を委託された委員会の活動成果
 - 国連子どもの権利条約
- を顧慮し、

- 欧州刑事施設規則に関する勧告 (Rec (2006) 2)
 - 居住施設で生活している子どもの権利に関する勧告 (Rec (2005) 5)
 - 精神障害を有する者の人権及び尊厳の保護に関する勧告 (Rec (2004) 10)
 - 少年非行の取扱いに関する新たな方策及び少年司法の役割に関する勧告 (Rec (2003) 20)
 - 制裁又は措置の実施に関与する職員に関する勧告No.R (97) 12
 - 社会内制裁及び措置についての欧州規則に関する勧告No.R (92) 16
 - 少年非行に対する社会的対応に関する勧告No.R (87) 20
- を考慮に入れ、

さらに

- 少年非行の防止に関する国連ガイドライン (リヤド・ガイドライン)
 - 少年司法運営に関する国連最低基準規則 (北京ルール)
 - 非拘禁措置に関する国連最低基準規則 (東京ルール)
 - 自由を奪われた少年の保護に関する国連規則 (ハバナ・ルール)
- も考慮に入れ、

第28回欧州司法大臣会議 (2007年10月25-26日、スペイン、ランサローテ) で採択された決議2を顧慮すると同様に、第3回欧州評議会首脳会談 (2005年5月16-17日、ポーランド、ワルシャワ) で採択された最終宣言及びアクション・プラン、とりわけ「子どものための欧州を創設すること」と題するアクション・プランの3章2を顧慮し、

その結果、法に抵触する少年の権利及び福利のより良い保護のため、並びに、加盟国における、子どもにとって親しみやすい司法制度の発展のために、欧州レベルでの共通の措置が必要とされることを考慮し、

この点に関して、欧州評議会の加盟国が、国内の少年司法政策及びその実務に関する共通原則の改善、更新、遵守を継続し、この分野における国際的な協力を深めることが重要であることを考慮し、

加盟国政府が

- 国内の立法、政策及び実務に関して、本勧告の添付文書にある諸規則を指導原理とし、
 - 本勧告及び添付の注釈が翻訳され、可能な限り広く行き渡るように確保すること、メディアや一般市民と同様に、とりわけ司法機関及び警察；少年に対する制裁及び措置の執行を委託された行政部門；刑務所、少年の法違反者を拘束している福祉及び精神保健施設及びそれらの施設職員の間、より広く行き渡るように確保すること、
- を勧告する。

勧告CM/Rec (2008) 11の添付文書

制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則

本規則の目的は、制裁又は措置を受ける少年の法違反者の諸権利及び安全を確保すること、並びに、社会内の制裁若しくは措置、又はあらゆる形態の自由の剝奪を受けた際の少年の法違反者の身体的、精神的及び社会的福利を促進することである。

少年の権利、ケア及び保護の確保にとってより伝動力のある、他の関連国際人権文書及び国際基準の適用を排斥するような解釈がされるべきものは、本規則の中には存在しない。さらに、欧州刑事施設規則に関する勧告Rec (2006) 2の諸条項及び社会内制裁及び措置についての欧州規則に関する勧告No.R (92) 16の諸条項は、本規則に抵触しない限りにおいて、少年の法違反者にとって利益に適用されるものとする。

第1部 基本原則、範囲及び定義

A. 基本原則

1. 制裁又は措置を受ける少年の法違反者は、その人権を尊重した取り扱いを受けなければならない。

2. 少年に科されうる制裁又は措置は、それらの実施方法と同様に、法によって特定されていなければならない、社会統合及び教育の原則並びに再犯予防の原則に基づくものでなければならない。
3. 制裁又は措置は、裁判所によって科されるものとし、法的に承認された他の官庁によって科される場合には、ただちに司法審査を受けなければならない。制裁及び措置は限定されたものでなければならない、必要最小限度の期間において、かつ合法的な目的のためだけに、科されるものとする。
4. 法違反行為を実行したことで制裁又は措置を科されうる最少年齢が、著しく低年齢であってはならず、かつ、最少年齢は法によって規定されるものとする。
5. 制裁又は措置の賦課及び実施は、少年の法違反者の最善の利益に基づくもので、実行された犯罪の重さにより限定されなければならない（比例原則）、必要な場合には、心理学的、精神医学的又は社会調査報告によって確認された、少年の年齢、身体的及び精神的福利、発達段階、諸能力並びに個人が置かれた環境を考慮に入れるものとする（個別化原則）。
6. 実施に関して責任を負う諸官庁は、各事案の特別な事情に適合した制裁及び措置を実施するために、処遇上重大な不平等に至ることのない限りで、十分な裁量をもつものとする。
7. 制裁又は措置は、それを受ける少年に屈辱を与え、又は品位を傷つけるものであってはならない。
8. 制裁又は措置は、その苦痛をもたらす性格を強める方法によって、又は身体的若しくは精神的苦痛に関する過度な危害を課す方法によって、実施されないものとする。
9. 制裁又は措置は、不当に遅延することなく、かつ、厳に必要とされる限度において、厳に必要な期間に限り、実施されるものとする（最小限度の介入の原則）。
10. 少年に対する自由の剥奪は、最終手段でなければならない、かつ、可能な限り短い期間で科され、実施されるものとする。公判前の拘禁を回避するために、特別な努力がなされなければならない。
11. 制裁又は措置は、例えば、性別、人種、肌の色、言語、宗教、性的な傾向、政治的若しくはその他の見解、国籍若しくは社会的な出自、国民の少数者とのつながり、財産、出生、又はその他の地位など、いかなる理由に基づく差別も行われることなく、科され、

実施されるものとする（非差別の原則）。

12. 少年に対する処遇のあらゆる段階において、調停又はその他の修復的措置が促進されなければならない。
13. 少年を扱う司法制度はいかなるものでも、制裁又は措置の賦課に関する決定において、少年の実効的な参加を確保するものとする。制裁又は措置の実施に関する決定についても同様とする。刑事手続の一般原則によって成人の法違反者 (adult offenders) に与えられる法的権利及び保護条項に比して、少年がより少ない法的権利及び保護条項しかもたないことがあってはならない。
14. 少年を扱う司法制度はいかなるものでも、両親及び法的後見人の権利及び責任を十分に考慮するものとし、制裁又は措置の手続及びその執行に可能な限り関与させるものとする。ただし、そのことが、少年にとって最善の利益でない場合には、この限りではない。少年の法違反者が成人年齢を超えている場合、両親及び法定後見人の参加は必要ではない。また、適切な場合には、少年の拡張家族及びより広範囲な地域社会の構成員も手続に関与することができる。
15. 少年を扱う司法制度はいかなるものでも、かかる少年に対する包括的なアプローチ及び継続的なケアを確保するために、学際的なアプローチ及び複数機関を関与させるアプローチにしたがうものとし、少年のためのより広い社会的なイニシアティブに組み込まれるものとする。（地域社会の参加及び継続的なケアの原則）
16. 少年のプライバシーは、手続のあらゆる段階において十分に尊重されるものとする。少年の身元並びに少年及びその家族に関する秘密情報は、それを聞くことが法によって承認されていないいかなる者に対しても伝えられてはならない。
17. 青年の法違反者は、適切な場合には少年とみなされ、それに応じた取り扱いを受けることができる。
18. 少年とともに働く職員はすべて重要な公務を遂行している。職員の補充、特別な訓練及び労働条件は、職員が少年特有のニーズを満たすために適切な水準のケアを提供することができ、少年にとっての積極的なロール・モデルを提供することができるように、保証されるものとする。
19. 少年の生活への介入が有意義なものとなるように、十分な資源の提供及び職員の配置が行われるものとする。資源の欠如を理由に、少年の人権の侵害が正当化されることがあってはならない。

20. いかなる制裁及び措置の執行も、定期的な政府機関による監査及び政府から独立した機関による監視を受けるものとする。

B. 範囲及び定義

21. 本規則において：

- 21.1. 「少年の法違反者 (juvenile offender)」とは、18歳未満の者であって、犯罪を実行したとされる者又は犯罪を実行した者のことをいう。本規則において、少年 (juvenile) という場合、上に定義した少年の法違反者のことを指すものとする。
- 21.2. 「青年の法違反者 (young adult offender)」とは、18歳以上21歳未満の者であり、犯罪を実行したとされる者又は犯罪を実行した者であって、規則17の条項に該当するために本規則の適用を受ける者のことをいう。本規則において、青年 (young adults) という場合、上に定義した青年の法違反者のことを指すものとする。
- 21.3. 「犯罪 (offence)」とは、刑法に抵触するあらゆる作為 (act) 及び不作為 (omission) のことをいう。本規則において、「犯罪」の中には、刑事法廷、その他のあらゆる司法官庁又は行政官庁によって処理されるあらゆる侵害行為が含まれる。
- 21.4. 「社会内制裁又は措置 (community sanctions or measures)」とは、拘禁という方法によらず、少年を地域社会にとどめたまま、条件及び義務又はそのいずれかを課すことによって少年の自由をいくらか制限するあらゆる制裁又は措置であり、かつ、この制裁又は措置のために法によって設置された諸団体により実施されるものをいう。この用語は、刑事施設外での拘禁刑の執行方法を意味するのと同様に、司法官庁又は行政官庁によって科されるあらゆる制裁及び制裁の決定前に又は制裁の決定に代わってなされるあらゆる措置のことも意味する。
- 21.5. 「自由の剝奪 (deprivation of liberty)」とは、司法官庁又は行政官庁の決定によって、施設内に置かれ、少年の自由意思によってそこから退出することが許されていない、あらゆる形態のことをいう。
- 21.6. 「施設 (institution)」とは、官公庁の管理下にある物理的存在 (physical entity) であって、正規の規則にしたがった職員の監督のもと、少年が生活をしている場所のことをいう。
22. 本規則は、少年の法違反者と同様の施設又は場所に置かれている他の者の利益のためにも適用することができる。

第2部 社会内制裁及び措置

C. 法的枠組み

23. 1. 少年の異なった発達段階に合わせた幅広い社会内制裁及び措置が、手続のあらゆる段階で提供されるものとする。
23. 2. 少年によって実行された犯罪に対する修復的な応答となることに加えて、教育的効果をもたらさるる制裁及び措置が優先されるものとする。
24. 国内法には、種々の社会内制裁及び措置に関する次の性格が明記されるものとする。
 - a. 少年に適用されうる全ての制裁及び措置に関する定義と適用形態、
 - b. 上記の制裁又は措置を科された結果としてのあらゆる条件又は義務、
 - c. 制裁又は措置が科されうる前に少年の同意が要求される事案、
 - d. 制裁又は措置の賦課、変更、実施に関して責任を負う諸官庁及びそれらの官庁の義務及び責任、
 - e. 科された制裁又は措置に適用されうる変更事由及び変更手続、並びに
 - f. 実施官庁の活動に対する定期的な外部からの調査に関する手続。
25. 少年に特有のニーズを満たすために、国内法には、次の事項を規定するものとする。
 - a. 社会内制裁又は措置について規定する法条項の内容及び目的について、少年の法違反者、及び必要な場合にはその両親又は法的後見人に説明する、あらゆる所轄官庁の義務、
 - b. 少年の法違反者及びその両親又は法定後見人と、可能な限り最善の協力をすることを目指すあらゆる所轄官庁の義務、並びに
 - c. 社会内制裁又は措置を受けうる少年の法違反者の両親及び法的後見人の権利、その制裁又は措置の賦課及び実施に関するこれらの者の権利及び義務に対して課されうる制約。
26. 社会内制裁若しくは措置の賦課又は取消しの決定は、司法官庁によって行われるものとする。また、法によって承認された行政官庁によって行われる場合には、司法審査を受けるものとする。
27. 所轄官庁は、国内法に規定がある場合、少年の発達により、あらゆる制裁若しくは措置の期間を短縮し、その制裁若しくは措置に規定された条件又は義務を緩和させ、又は終了させることができるように権限を与えられるものとする。
28. 教育、職業訓練、身体的及び精神的な健康管理、安全及び社会保障に関する利益を享受

する少年の権利は、社会内制裁若しくは措置の賦課又は実施によって制限されないものとする。

29. 社会内制裁若しくは措置の賦課又は実施のために、少年又はその両親若しくは法定後見人の同意が必要とされる場合は、かかる同意に関する告知がなされるものとし、かつ同意は明示的なものとする。
30. 1. 少年が自分に科された社会内制裁又は措置の条件及び義務にしたがわない場合、そのことは自動的に自由の剝奪を帰結しないものとする。可能な場合には、変更された又は新たな社会内制裁若しくは措置が、当初のものに取って代えられなければならない。
30. 2. 不遵守は自動的に犯罪を構成するものではないものとする。

D. 実施条件及び不遵守の効果

D. 1. 実施条件

31. 1. 社会内制裁及び措置は、少年にとって可能な限り有意義なものとなるような方法で、かつ少年の教育上の発達及び社会的技能の増進に寄与するような方法で、実施されるものとする。
31. 2. 少年が、社会内制裁及び措置の実施に関する事柄について話し合いを行い、これらの事柄について、個別的又は集団で、諸官庁と意思を疎通することが奨励されるものとする。
32. 社会内制裁又は措置の実施にあたっては、少年の現存する建設的な社会的ネットワーク及び家族との関係を、可能な限り尊重するものとする。
33. 1. 少年は、理解できる方法及び言語で、少年に科された社会内制裁又は措置がどのように実施されるのかについて、並びにその実施に関して少年が有する権利及び義務について、告知されるものとする。
33. 2. 少年は、実施条件の変更を申し立てる権利と並んで、社会内制裁又は措置の実施に関するあらゆる正式な決定の前に口頭又は書面で意見を陳述する権利をもつ。
34. 1. 実施官庁によって、個々人の事件記録が作成されなければならない、かつそれは最新

の状態に保たれていなければならない。

34. 2. 事件記録は、次の条件を満たすものとする。
 - a. 事件記録には、科された社会内制裁又は措置及びその実施に関する事柄のみが含まれているものとする。
 - b. 少年及び両親又は法定後見人は、他の者のプライバシーを侵害しない限度において、少年の事件記録にアクセスできなければならない。これらの者は事件記録の内容について争う権利をもつものとする。
 - c. 事件記録に含まれる情報は、その開示を受ける法的権利を有する者にものみ開示されなければならない。開示を受けた情報はすべて、情報を要求する官庁の職務に関連することに限定されるものとする。
 - d. 社会内制裁又は措置の終了後、事件記録は破棄されるか、又は記録内容の第三者への漏洩に関する保護条項を規定する規則により記録内容へのアクセスが制限される公文書保管所に保管されるものとする。
35. 教育若しくは仕事の場又は人的及び社会的援助を提供する機関に与えられる少年に関する情報はいかなるものであっても、その特定の活動の目的に限定されるものとする。
36. 1. 少年が社会内での作業又はそれに類する任務を実行する際の条件は、健康及び安全に関する一般的な国内法が設定する標準を満たすものとする。
36. 2. 少年は、社会内制裁又は措置の実施の結果として生じた事故、傷害及び公的負担に対して、保険を付けられ、又は補償を受けるものとする。
37. 実施にかかる費用は、原則として、少年又は両親に負担させないものとする。
38. 関与する職員と少年の関係は、教育及び発達原則によって指導されるものとする。
39. 1. 社会内制裁及び措置の実施は、個別化された査定及び証明された専門的基準に合致した介入方法に基づくものとする。
39. 2. これらの方法は、ソーシャルワーク、青少年福祉及び類似する活動領域における研究成果及びベスト・プラクティスに鑑みて、発展させられるものとする。
40. 少年のニーズを満たすために、所定の社会内制裁又は措置の枠内で、ケースワーク、グループ・セラピー、指導監督及び補導援護並びに法違反者の類型別専門的処遇など、多様なアプローチが採られるものとする。

41. 1. 自由の制約は、社会内制裁又は措置と均衡の取れたものであって、社会内制裁又は措置の目的による限定を受けなければならない、かつ、社会内制裁又は措置の適切な実施のために必要な限度においてのみ少年に科されるものとする。
41. 2. 社会内制裁又は措置の実施に関し、直接責任を負っている職員に対して、実践的で正確な指示説明が寄せられるものとする。
42. たとえ少年の居住地、法的地位、又は介入形態が変化したとしても、社会内制裁又は措置を実施する職員と少年との関係は、可能な限り、継続的かつ長期間、保持されるものとする。
43. 1. 言語的又は民族的少数者及び外国籍の少年への介入の適切さには、特別な注意が払われるものとする。
43. 2. 外国籍の少年に適用される、社会内制裁又は措置の執行を移すための条項がある場合、少年はこの点に関する権利について告知を受けるものとする。出生国に到着した直後から、かかる少年に必要な援助を促進するために、少年福祉と司法機関の密接な協力を確立するものとする。
43. 3. 外国籍の少年が、社会内制裁又は措置の実施後に、出生国に追放されなければならない例外的な場合においては、当該少年の最善の利益である場合に限り、少年の出生国における社会福祉官庁と連絡を取るための努力がなされるものとする。
44. 少年は、能力及ぶ限りにおいて、賠償が少年の受ける社会内制裁又は措置の範囲内にある場合に限り、犯罪によって生じたあらゆる損害又は負の影響に対して賠償することを奨励されるものとする。
45. 社会内での作業は、収益目的のためだけに引き受けられてはならない。

D. 2. 不遵守の効果

46. 少年及び両親又は法的後見人は、社会内制裁又は措置の条件及び義務に違反した場合の効果、及び不遵守の申立てが審査される際の規則について、告知を受けるものとする。
47. 1. 社会内制裁又は措置に関する条件の不遵守について報告又は決定を行なう官庁がしたがわなければならない手続は、明確に規定されるものとする。

47. 2. 軽微な違反は個々人の事件記録に記載されるものとするが、国内法で決定官庁への報告が要求されていない場合、不遵守について決定官庁に報告される必要はない。かかる違反については、裁量的手段によって、ただちに処理することができる。
47. 3. 条件の不遵守が重大である場合、不遵守について決定を行う官庁に対し、ただちに書面による報告が行われるものとする。
47. 4. かかる報告においては、不遵守の態様、それが生じた際の状況及び少年の個人的事情に関する詳細な記述がなされるものとする。
48. 1. 不遵守の決定に関して責任を負う官庁は、報告された諸事実を詳細に審査した後においてのみ、社会内制裁若しくは措置の修正又は部分的若しくは全面的な取消しに関する決定を下すものとする。
48. 2. 必要な場合には、社会調査記録とならんで、心理学上若しくは精神医学上の鑑定又は観察が要請されるものとする。
48. 3. 決定機関は、少年、及び適切な場合には両親又は法定後見人に、修正又は取消しの基礎となった不遵守に関する証拠を検証する機会及び意見を陳述する機会を保障するものとする。
48. 4. 社会内制裁の修正又は取消しが考慮される場合、新たな又は修正された制裁若しくは措置が、依然として犯罪と均衡を保つことを保証するために、少年が当初の制裁又は措置の条件を既に果たしていた程度が適正に考慮されるものとする。
48. 5. 裁判所以外の官庁が、不遵守の結果として、社会内制裁若しくは措置を取消し、又は修正した場合、その決定は司法審査に服するものとする。

第3部 自由の剝奪

E. 総則

E. 1. 総合的なアプローチ

49. 1. 自由の剝奪は、それが賦課される目的のためだけに行われ、かつ、それに内在する苦痛を増大させない方法で行われるものとする。
49. 2. 少年の自由の剝奪は、早期釈放の可能性を前もって定められるものとする。
50. 1. 自由を奪われた少年は、より制限的でない制度を用いた、発達並びに釈放及び社会

への再統合へ向けた準備を目指した、個別的な総合的計画に沿った、意義のある多様な活動及びプログラムを保障されるものとする。この活動及びプログラムは、少年の身体的及び精神的な健康、自尊心並びに責任感を促進し、再非行の予防となる態度及び技能を発達させるものとする。

- 50. 2. 少年は、かかる活動及びプログラムに参加するよう、奨励されるものとする。
- 50. 3. 自由を奪われた少年は、施設内における一般条件及び執行上の諸活動に関係する問題について話し合いを行い、当該問題を所管する官庁と個別的に又は適切な場合には集団でコミュニケーションをとるよう、奨励されるものとする。
- 51. ケアの継続性を保障するため、少年は、自由剥奪の開始時点から、かつ自由剥奪中のどの時点においても一貫して、釈放後に少年に関して責任をもつ機関により、援助されるものとする。
- 52. 1. 自由を奪われた少年はきわめて傷つきやすいため、諸官庁は、少年の身体的及び精神的な無傷性を保護し、その福利を促進するものとする。
- 52. 2. 身体的、精神的又は性的虐待を経験している少年のニーズには、特別な注意が払われるものとする。

E. 2. 施設の構造

- 53. 1. 施設の組織又は部門は、当該施設に収容された少年の個別的なニーズ及び収容の特別な目的を達成するよう、多様に便宜を図るものとする。
- 53. 2. かかる施設は、少年自身、職員、その他の者又はより広く地域社会に少年が危害を及ぼさないようにするために必要となる保安及び統制のシステムが最小限である環境を提供するものとする。
- 53. 3. 施設における生活は、可能な限り、地域社会における生活の積極な側面に近づけられるものとする。
- 53. 4. 施設における少年の数は、個別化されたケアが十分可能になる程度に少なくされるものとする。組織は、小規模な生活ユニットから編成されるものとする。
- 53. 5. 少年施設は、アクセスが容易であり、少年とその家族が接触しやすい場所に設置さ

れなければならない。少年施設は、地域社会の社会的、経済的及び文化的環境の中で設立され、かつそれに溶け込むべきものとする。

E. 3. 収容

54. 施設における少年の分類収容は、とりわけ、少年の特別なニーズに最も適合する種類のケアの供給並びに少年の身体的及び精神的な無傷性及び福利の保護を指針としなければならない。
55. 少年は、可能な限り、自宅又は社会的に再統合される場所から容易にアクセスできる施設に収容されるものとする。
56. 自由を奪われた少年は、安全に収容するための保安のレベルが最小限度である施設に入れられるものとする。
57. 精神疾患に罹患しており、かつ自由を奪われる予定のある少年は、精神保健施設に収容されるものとする。
58. 少年及び実施可能なときにはその親又は法定後見人は、可能な限り、最初の収容及び爾後の移送について協議されるものとする。
59. 1. 少年は、成人のための施設ではなく、少年のために特別に設計された施設に収容されるものとする。それにもかかわらず、少年が例外的に成人のための施設に収容される場合には、少年は、個別的な事案においてそうしないことが少年の最善の利益である場合を除いては、分隔して収容されるものとする。全ての事案において、本規則は少年に適用されるものとする。
59. 2. 成人のための施設にいる者とともに行う周到に準備された活動に、共同で参加することを少年に認めるために、第1項の意味における分隔収容の条件に関して例外を設けることができる。
59. 3. 成人年齢に達している少年及び少年と同視して取り扱われる青年は、その社会的統合が成人のための施設においてよりよく達成される場合を除いては、通例、少年の法違反者のための施設又は若年成人のための特別な施設に収容されるものとする。
60. 男子少年と女子少年は、通例、施設内の分隔された組織又はユニットに収容されるものとする。男子少年と女子少年の分隔は、福祉施設又は精神保健施設では、適用しないこ

とができる。男子少年と女子少年は、分隔して収容される場合であっても、周到に準備された活動に共同で参加することが許されるものとする。

61. 施設内には、教育上、発達上及び安全上のニーズにしたがって少年を収容するための適切な査定制度がなければならない。

E. 4. 入所

62. 1. いかなる少年も、合法的入所命令なしに施設に入所させられ、又は収容されてはならない。
62. 2. 入所に際しては、ただちに、各々の少年に関して、次の事項が記録されるものとする。
- a. 少年及びその両親又は法定後見人の身元に関する情報、
 - b. 収容の理由及び収容に責任をもつ官庁、
 - c. 入所の日時、
 - d. 保護預かりで収容される少年の個人的な所有物の詳細目録、
 - e. あらゆる可視的な傷及びこれまでの虐待に関する供述、
 - f. 少年の過去並びにその教育上及び福利上のニーズに関するあらゆる情報及び報告、
 - g. 医療上の機密性の条件に関する問題、少年が自傷に及ぶリスクに関係するあらゆる情報又は少年若しくは他の者の身体上及び精神上の福利と関係する健康状態。
62. 3. 入所に際しては、施設の規則並びに少年の権利及び義務が、少年が理解できる言語及び方法で説明されるものとする。
62. 4. 少年の配置の通知、施設を管理する規則に関する情報及びその他の関連する情報は、ただちに少年の両親又は法定後見人に与えられるものとする。
62. 5. 入所後可能な限りすみやかに、少年は医学的な診断を受けられなければならない、医学的な記録が開示されなければならない、あらゆる病気又は傷害の治療法が教示されるものとする。
62. 6. 入所後可能な限りすみやかに、
- a. 少年は面接されるものとし、具体的な類型及びケアのレベル並びに介入に関するあらゆる要素を確認するのに役立つ最初の心理的、教育的及び社会的な報告書が作成されるものとし、

- b. 少年にとって適切なレベルの保安が確立されるものとし、必要な場合には、最初の配置が変更されるものとし、
- c. きわめて短期間の自由の剝奪を除いて、少年の個別的な特質に応じた教育プログラム及びトレーニング・プログラムの総合的な計画が開発されなければならない、かかるプログラムが開始されるものとし、
- d. かかるプログラムの開発にあたっては、少年の観点が考慮に入れられるものとする。

E. 5. 居室

- 63. 1. 少年のための、特に夜間収容用の居室はすべて、人間の尊厳及び可能な限りプライバシーを尊重したものでなければならない、気候条件並びに特に床面積、気積、照明、暖房装置及び換気装置を十分考慮して、健康及び衛生上の条件を満たすものでなければならない。これらの事項を考慮した特別な最低限の条件が、国内法において定められるものとする。
- 63. 2. 夜間収容用の居室を共有することが少年にとって望ましい場合を除いて、少年は、通例、夜間は、独居の居室を提供されるものとする。居室はこの目的に適合している場合にのみ共有されなければならない、相互に共同生活を送るのに適した少年によらなければならない。少年は、居室の共有を求められる前に協議を受けなければならない、共有を希望する相手について意見を述べるができる。
- 64. 特に夜間は少年相互の保護を確保するため、職員は、すべての居室の監督を定期的に人目につかないように行わなければならない。緊急時に用いることができる効果的な警報装置もなければならない。

E. 6. 衛生

- 65. 1. あらゆる施設の場所はすべて、いつでも整頓され、清潔に保たれていなければならない。
- 65. 2. 少年は、いつでも、衛生的でプライバシーを尊重した衛生設備を利用できなければならない。
- 65. 3. 可能な限り毎日、気候に適した温度で、少年が入浴又はシャワーの使用をできるように、適切な設備が提供されるものとする。

65. 4. 少年は自分の身体、衣類及び夜間収容用の居室を清潔かつ整頓された状態に保たなければならず、諸官庁は少年にそのことを教え、その意味を理解させなければならない。

E. 7. 衣類及び寝具

66. 1. 少年は、それが適切なものであれば、自分で所有する衣類を着用することを許されるものとする。
66. 2. 適切な衣類を所有していない少年は、施設によってかかる衣類を支給されるものとする。
66. 3. 適切な衣類とは、品位を落とすもの又は不真面目なものではなく、気候に適しており、かつ保安と安全を脅かさないものをいう。
66. 4. 施設の外へ出る許可を得た少年は、自由を奪われた者と同定されうる衣類の着用を求められてはならない。
67. 少年はすべて、独立したベッド及び独立して適切な寝具を与えられるものとし、寝具は良好な状態が保持され、清潔さを確保するのに十分な頻度で交換されるものとする。

E. 8. 給食

68. 1. 少年は、年齢、健康、身体の状態、宗教、文化及び施設で引き受けている活動を考慮に入れた栄養のある食事を提供されるものとする。
68. 2. 食事は、一日三回、適切な間隔を置いて、衛生的に準備され、かつ支給されるものとする。
68. 3. 常に清潔な飲料水を少年が使用できるようにしなければならない。
68. 4. 適切な場合には、少年は、自分たちで給仕する機会を与えられるべきものとする。

E. 9. 健康

69. 1. 成人の抑留者の身体的及び精神的な健康のための医療上のケアに関する国際的な文書における規定は、自由を奪われた少年にも適用することができる。
69. 2. 自由を奪われた少年の健康は、少年に適用できることが一般社会において承認された医学上の水準にしたがって、保障されるものとする。
70. 1. 自由の剥奪と関連して生じる健康への害の取り扱いには、特別な注意が払われるべきものとする。
70. 2. 特に最初の抑留、隔絶及びその他危険性が高いことが知られている期間は、少年による自殺及び自傷を予防するために、特別な施策が開発され、実行されるものとする。
71. 少年には、予防的な健康管理及び健康教育が行われるものとする。
72. 1. 薬剤の使用も含めて、医療上の介入は、医療上の理由にのみ基づいて行われなければならない。秩序の維持又は懲罰の一形態として行われてはならない。一般社会において医療的介入で適用されているものと同様の倫理上の原理及び同意の原理が、適用されるものとする。医療上の処置又は施された薬剤の記録はすべて、保管されるものとする。
72. 2. 自由を奪われた少年は、決して、薬剤又は処置の実験的使用の客体とされてはならない。
73. 次の者のニーズには特別な注意が払われるものとする。
 - a. 幼い少年、
 - b. 妊娠している少女及び幼児をもつ母親、
 - c. 薬物依存のある者及びアルコール中毒者、
 - d. 身体上及び精神上の健康に問題をもつ少年、
 - e. 例外的に長期間自由を剥奪される少年、
 - f. 身体的、精神的又は性的な虐待を経験している少年、
 - g. 社会的に孤立させられた少年、及び
 - h. その他の特に傷つきやすい法違反者の集団。
74. 1. 少年に提供される健康管理サービスは、ケアの多角的なプログラムの不可欠な部分として行われるものとする。

74. 2. 専門上の機密性及び各々の専門家の役割を侵害することなく支援と治療の継ぎ目のないネットワークを提供するために、医師及び看護師の仕事は、少年の法違反者と定期的に接触しているソーシャルワーカー、心理士、教師、その他の専門家及び職員と緊密に調整されるものとする。
75. 少年施設における健康管理は、病気の患者を治療することに限られてはならず、社会的及び予防的な医療並びに栄養管理にまで拡張されるものとする。

E.10. 執行上の活動

76. 1. すべての介入は、少年の発達を促進するよう設計されなければならない、少年はこの活動に参加するよう積極的に奨励されるものとする。
76. 2. この介入は、少年の年齢、性別、社会的及び文化的な背景、成長の発達段階並びに関係した法違反行為の類型にしたがって、少年の個別的なニーズを満たすよう努めなければならない。この介入は、調査研究及び実務上のベスト・プラクティスに基づいた、効果が証明された専門的な水準に一致していなければならない。
77. 執行上の活動は教育、個人及び社会の発達、職業訓練、社会復帰並びに釈放の準備を目的とするものとする。これには、次のものが含まれる。
- a. 学校教育、
 - b. 職業訓練、
 - c. 作業及び作業治療、
 - d. 市民としての訓練、
 - e. 社会的な技能及び能力の訓練、
 - f. 攻撃性の統率、
 - g. 依存症の治療、
 - h. 個別的及び集団による治療、
 - i. 体育教育及びスポーツ、
 - j. 高等教育又は継続教育、
 - k. 負債の整理、
 - l. 修復的司法のプログラム及び法違反行為の補償、
 - m. 創造的な余暇活動及び趣味、
 - n. 施設外のコミュニティにおける活動、休暇、及びその他の形態の外出、並びに
 - o. 釈放のための準備及びアフターケア。
78. 1. 学校教育、職業訓練、及び適切な場合には処遇プログラムが、優先させられるもの

とする。

- 78.2. 可能な限り、少年が地域の学校及び訓練施設に通い、地域社会におけるその他の活動に参加できるよう、準備が行われるものとする。
- 78.3. 少年が地域の学校又は訓練施設に通うことができない場合、施設外で教育及び職業訓練に携わっている機関の後援のもとで、教育及び訓練が施設内で行われるものとする。
- 78.4. 少年は、抑留されている間、学校教育又は職業訓練を継続できるようにされなければならない。義務教育を修了していない者には、それを行うことを義務づけることができる。
- 78.5. 抑留された少年は、釈放後に教育及び職業訓練を困難なく継続できるように、地域の教育及び職業訓練制度に組み入れられるものとする。
- 79.1. 少年が参加するものとされる、規則第77に掲げられた活動に基づいて、個別的な計画が作成されるものとする。
- 79.2. この計画の目標は、少年に、抑留の最初から、時間の最善の利用を行わせ、かつ、社会に再統合させる技能及び能力を発達させることに置かれるべきものとする。
- 79.3. 計画は、可能な限り早期に少年に釈放の準備を行わせることに向けられ、かつ適切な釈放後の措置に指標を与えるべきものとする。
- 79.4. 計画は、少年、外部の関係機関及び可能な限り両親又は法定後見人が参加して、実施され、かつ定期的に更新されるものとする。
- 80.1. 執行の構成は、必要に応じて、夜間収容用の居室の外において、適切な水準の社会的な交流のために、1日のうちの数時間を費やすことを少年に認めるべきものとする。かかる期間は、なるべく最低でも1日あたり8時間とすべきものとする。
- 80.2. 施設は、週末及び休日においても有意義な活動を提供しなければならない。
- 81. 自由を奪われた少年はすべて、定期的に、毎日最低でも2時間、運動することを許されなければならない。天候が許せば、そのうちの最低1時間は屋外におけるものでなければならない。

- 82. 1. 施設は、少年の励みとなり、かつ教育的な価値をもつ、少年のための十分な作業を提供しなければならない。
- 82. 2. 作業には、適切に報酬が与えられるものとする。
- 82. 3. 少年が作業時間中に執行上の活動に参加した場合、少年には作業を行ったのと同様の方法で報酬が与えられるものとする。
- 82. 4. 少年は、施設外の一般社会におけるものと相応する範囲の、適切な社会保障保険に加入させられるべきものとする。

E.11. 外部との交通

- 83. 少年は、数を制限されることなく信書を通して、及び可能な限り頻繁に電話又はその他のコミュニケーションの形態により、家族、その他の者及び外部の機関の代表者とコミュニケーションをとることが認められるものとし、かつこれらの者の定期的な面会を受けることを許されるものとする。
- 84. 面会規制は、少年に、可能な限り標準的なやり方で、家族関係を維持、発展させることを許し、社会的な再統合の機会を与えるようなものでなければならない。
- 85. 1. 施設官庁は、少年が外部と適切な接触を保つことを手伝い、そうすることに適切な意味があるようにしなければならない。
- 85. 2. コミュニケーション及び面会は、犯罪捜査の継続、秩序の維持、安全及び保安、犯罪の予防並びに犯罪被害者の保護の要求のために必要な制限及び監督の対象にされることができ、それにもかかわらず、司法官庁により命じられた特別な制限も含めて、かかる制限は、容認可能な最低限度の接触を許さなければならない。
- 85. 3. 近親者の死亡又は重大な病気に関する情報が届いた場合には、それをただちに少年に伝達するものとする。
- 86. 1. 通常の執行の構成の一部として、少年は、護送か単独行動かのどちらかの形で、定期的な外出を許されるものとする。さらに、少年は、人道主義的な理由に基づき、施設から外出することを許されるものとする。
- 86. 2. 定期的な外出が実施できない場合、家族の構成員又は少年の発達に積極的に貢献で

きるその他の者による追加的又は長期の面会が準備されるものとする。

E.12. 思想、良心及び宗教の自由

- 87.1. 少年の思想、良心及び宗教の自由は尊重されるものとする。
- 87.2. 施設内の執行の構成は、実行可能である限り、少年が自らの宗教行為を行い、その信仰にしたがうこと、かかる宗教又は信仰の許可された代表者によって執り行われる礼拝又は集会に参加すること、かかる宗教又は信仰の代表者と個人的面会をもつこと、及びその宗教若しくは信仰と関係する書物又は文献を所持することが許されるように組織されるものとする。
- 87.3. 少年は、宗教行為を行うこと、信仰にしたがうこと、宗教上の礼拝若しくは集会に出席すること、宗教活動に参加すること、又はいかなる宗教若しくは信仰の代表者の面会を受けることも強制されてはならない。

E.13. 秩序

E.13.1. 一般的なアプローチ

- 88.1. 秩序は、少年の尊厳と身体が無傷性が尊重され、かつ、少年の本来的な発達上の目的と適合する、安全で保安が守られた環境を作り出すことによって、維持されるものとする。
- 88.2. 傷つきやすい少年の保護及びその被害化の防止に、特別な注意が払われるものとする。
- 88.3. 職員は、施設内における少年との積極的な関係性に基づく、安全と保安に関するダイナミック・アプローチを発展させるものとする。
- 88.4. 少年は、施設内における秩序の維持に、自身が個別的及び集団的にかかわることを奨励されるものとする。

E.13.2. 搜索

- 89.1. 少年、職員、面会人、構内の搜索に関しては詳細な手続規定が置かれるものとする。
かかる搜索が必要な状況とそれらの性質は、国内法によって明示されるものとする。
- 89.2. 搜索は、当該少年の尊厳を尊重しなければならない、可能な限り、そのプライバシーを尊重しなければならない。少年は、同性の職員によって搜索されなければならない。関連した性にかかわる検査は、個々の事案において合理的な疑いによって正当化されなければならない、医療の専門家によってのみ実施されるものとする。
- 89.3. 面会人は、施設の安全及び保安を脅かすものを所持していることに合理的な疑いがある場合にのみ、搜索されるものとする。
- 89.4. 職員は、搜索を受ける者の尊厳及びその私的な所有物を尊重しつつ、効率的に搜索を遂行できるよう、訓練されるものとする。

E.13.3. 有形力、身体の拘束及び武器の使用

- 90.1. 職員は、正当防衛として、又は逃亡の試み、適法な命令に対する暴力的な反抗、自傷に直結するリスク、他者への危害若しくは財産に対する深刻な損傷がある場合に、最後の手段として用いることを除いては、少年に対して有形力を行使しないものとする。
- 90.2. 行使される有形力の量は、必要最小限で、かつ必要な最短の時間で用いられるものとする。
- 90.3. 少年と直接にかかわる職員は、攻撃的なふるまいを抑制する際に有形力の行使を最小限にとどめることができるようにする技術を熟達させられるものとする。
- 90.4. 次の事項を含めて、有形力の行使に関する詳細な手続規定が置かれるものとする。
 - a. 使用が許される有形力の種類、
 - b. 各種有形力を用いることが許されうる状況、
 - c. 各種有形力を用いることが許される資格をもつ職員の構成員、
 - d. あらゆる有形力の行使に先立って要求される権限のレベル、
 - e. 有形力が用いられる度に作成させなければならない報告書、及び
 - f. 上記の報告書を再審査するための手順。

91. 1. 手錠又は拘束服は、より強力ではない形式の有形力の行使が失敗した場合を除いて、用いられないものとする。手錠は、移送中の暴力行為又は逃亡の予防措置として不可欠な場合にも、使用することができる。少年が司法及び行政官庁に出頭する際には、当該官庁が異なった決定をしない限り、手錠又は拘束服は外されるものとする。
 91. 2. 拘束具は、蔽に必要な時間を超えて用いられてはならない。鎖及び手・足かせの使用は禁止されるものとする。
 91. 3. 拘束具の使用方法は、国内法によって明記されるものとする。
 91. 4. 一時的な拘束手段としての厳静房における隔離は、例外的な場合においてのみ、かつ数時間しか用いられないものとし、いかなる場合でも24時間を越えないものとする。医療の専門家は、かかる隔離について告知されるものとし、かつ当該少年にただちにアクセスさせられるものとする。
92. 少年が自由を奪われる施設の職員は、施設運営上の緊急事態により要請されない限り、武器の携帯を許されないものとする。殺傷能力のある武器の携帯及び使用は、福祉施設及び精神保健施設においては禁止される。

E.13.4. 安全及び保安上の理由に基づく分離

93. 1. 極めて例外的な事案において、安全及び保安上の理由により、特定の少年が他の者から分離される必要がある場合、その分離は、分離の性質、その最長となる期間及びそれが行われうる場所を明記した国内法により規定された明確な手続に基づいて、所轄の官庁によって決定されるものとする。
93. 2. かかる分離は、定期的な再審査の対象とされるものとする。加えて、少年は、かかる分離のあらゆる側面について、規則121によって不服を申し立てることが許される。医療の専門家は、かかる分離について告知されるものとし、かつ当該少年にただちにアクセスさせられるものとする。

E.13.5. 規律及び懲罰

94. 1. 懲罰手続は、最終手段とする。規範の確証を目的とした修復的な紛争解決及び教育的な相互作用が、懲罰のための形式的な聴聞手続及び懲罰に優先するものとする。

94. 2. 秩序、安全又は保安を脅かしうる行為のみ、規律違反行為として規定することが許される。
94. 3. 国内法は、規律違反となる作為及び不作為、懲罰のための聴聞手続に際してしたがわれるべき措置、課されうる懲罰の種類及び期間、かかる懲罰を課す権限をもつ官庁、並びに不服申立手続を規定するものとする。
94. 4. 規律違反を問われた少年は、ただちに、この者が理解できる方法と言語で、反則行為の性質について告知されなければならない、その弁解の準備のために十分な時間及びそのための便宜を与えられなければならない。規律違反を問われた少年は、自ら弁解し、又は両親若しくは法定後見人の援助により弁解することが許されなければならない、正義が求める場合には法的援助を通して弁解することが許されなければならない。
95. 1. 規律違反による懲罰は、可能な限り、教育上の効果を考慮して選択されるものとする。それは、違反の重大性により正当化されるよりも重いものであってはならない。
95. 2. 集団的な懲罰、体罰、暗室拘禁及びその他すべての非人道的及び恥辱的な懲罰は禁止される。
95. 3. 懲罰房における独居拘禁は、少年に対して科されてはならない。
95. 4. 規律を目的とする分離処分は、他の制裁が効果をもたない例外的な場合にのみ科されるものとする。かかる分離処分は、明確に規定された期間内に行われるものとし、この期間は可能な限り短いものとする。かかる分離処分の間、執行の構成は、適切な人的接触を提供し、読み物へのアクセスを認め、天候が許せば毎日少なくとも一時間の屋外での運動を行わせるものとする。
95. 5. 医療の専門家は、かかる分離処分について告知されるものとし、かつ当該少年にただちにアクセスさせられるものとする。
95. 6. 規律違反による懲罰は、規律違反行為がかかる交通又は面会に関するものでない限り、家族との交通又は面会の制限を含んではならない。
95. 7. 規則81による運動は、規律違反による懲罰の一部として制限されてはならない。

E.14. 施設間の移送

96. 少年は、当初の収容の基準若しくは社会への再統合のさらなる促進が、他の施設においてより効果的に果たされうる場合、又は、安全及び保安上のリスクによりかかる移送が不可欠である場合、移送されるものとする。
97. 少年は、懲罰手段として移送されないものとする。
98. 少年は、法によって規定され、かつ適切な審問が行われた後に司法又は行政官庁により命じられた場合に、ある態様の施設から他のものへと移送されることができる。
99. 1. 少年に関係するあらゆる関連情報とデータは、ケアの継続を保証するために移転されるものとする。
99. 2. 少年が護送される際におかれる条件は、人道的な拘禁の要請に適用のものとする。
99. 3. 移送されている少年の匿名性及びプライバシーは、尊重されるものとする。

E.15. 釈放の準備

100. 1. 自由を奪われた少年はすべて、地域社会における生活へと移行する際に支援されるものとする。
100. 2. 有罪が確定した少年はすべて、特別なプログラムにより、釈放に向けて準備させられるものとする。
100. 3. かかるプログラムは、規則79.1による個別的な計画に含まれるものとし、かつ釈放に先立ち、余裕をもって実施されるものとする。
101. 1. 少年が自由社会に漸次的に復帰できることを保証するために、段階的措置がとられるものとする。
101. 2. かかる段階的措置は、付加的な許可及び効果的な社会援助と結びついた部分的又は条件付き釈放を含むべきものとする。
102. 1. 自由の剥奪の当初から、施設官庁並びに釈放された少年を監督及び援助する部門及び機関は、少年が地域社会において立ち直ることができるように、緊密に協力し

て活動するものとする。それは、例えば、次のような事項による。

- a. 自身の家族への復帰又は里親を見つける際の支援、及び少年が他の社会関係を発展させる際の援助、
 - b. 居住場所を見つけること、
 - c. 少年の教育と訓練を継続すること、
 - d. 雇用を探すこと、
 - e. 少年を適切な社会機関及び健康管理機関へと連れて行くこと、並びに
 - f. 金銭的援助の提供。
102. 2. かかる部門及び機関の代表者は、少年の釈放の準備を援助するために、施設内の少年にアクセスさせられるものとする。
102. 3. かかる部門及び機関は、予定された釈放期日よりも前に、効果的かつ時宜をえた釈放前の支援の提供を義務づけられるものとする。
103. 少年が条件付きで釈放された場合、かかる条件付きの釈放の実行は、本規則による社会内制裁及び措置の実施を指導するのと同じ原則にしたがうものとする。

E.16. 外国籍者

104. 外国籍をもち、拘束された国にとどまる少年は、他の少年と同様に取り扱われるものとする。
104. 2. 外国の少年を出生国へ送還するか否か、確定的な決定がまだ行われていない間、外国の少年は、他の少年と同じように取り扱われるものとする。
104. 3. 外国の少年を送還する決定が行われた場合、少年はその出生国に再統合されるよう準備が整えられるものとする。可能であれば、かかる少年がその出生国に到着してただちに必要な援助を受けることを保証するために、少年福祉及び司法機関との緊密な協力が行われるべきものとする。
104. 4. 外国籍の少年は、自由剥奪の執行をその出生国で行うことを要求できる可能性について告知されるものとする。
104. 5. 外国籍の少年は、社会からの隔絶を埋め合わせるのに必要な場合には、広範な面会又は外界と交通するためのその他の形態が認められるものとする。

105. 1. 外国籍で、施設に拘束された少年は、遅延なく、その国の外交又は領事の代表者と接触することを要求する権利について告知されるものとし、かつそれらの者と連絡をとるために合理的な便宜が認められるものとする。
105. 2. 当該国外交若しくは領事の代表者がいない国の国籍をもつ少年及び難民又は無国籍の者は、かかる少年の利益擁護を委ねられている外交の代表者又はかかる者の利益を擁護する任務をもつ国若しくは国際機関と連絡をとるために、同様の便宜が認められるものとする。
105. 3. 施設官庁及び福祉官庁は、少年の特別なニーズを満たすために、かかる少年を代理する外交又は領事の職員と十分に協力するものとする。
105. 4. 加えて、国外退去に直面している外国の少年は、この点に関する法的な助言と援助を提供されるものとする。

E.17. 施設における民族的及び言語的少数者

106. 1. 施設における民族的又は言語的少数者に属する少年のニーズを満たすために、特別な配慮措置がとられるものとする。
106. 2. 実行可能な限り、様々な集団の文化的慣習は、施設において継続することが許されるものとする。
106. 3. 言語に関するニーズは、適任の通訳者を利用すること及び、当該施設で使用されている言語で書かれた書類を準備することにより、満たされるものとする。
106. 4. 公用語が堪能でない少年に対しては、語学講習が提供されることによって特別の措置がとられるものとする。

E.18. 障がいをもつ少年

107. 1. 障がいをもつ少年は、そのニーズを満たすように適合させられた居室のある通常の施設で、抑留されるべきものとする。
107. 2. そのニーズに通常の施設では対応できない障がいをもつ少年は、そのニーズを満たすことができる専門化された施設へ移送されるものとする。

F. 各則

F.1. 警察拘禁、未決拘禁及び判決宣告前における他の自由の剝奪形態

108. 裁判所によって有罪の判断を受けていない少年の法違反者で、拘禁されている者はすべて、当該犯罪について無罪と推定されるものとし、当該少年を対象とする執行の構成は、少年の法違反者が将来犯罪について有罪を言い渡されうる可能性により影響を受けてはならない。
109. 少年がその尊厳及び人格の無傷性を常に最大限尊重されることを保証するために、特に拘禁直後の期間において少年は傷つきやすいことが考慮されるものとする。
110. かかる少年に対する一貫したケアを保障するために、少年の釈放後又は少年が拘禁若しくは非拘禁の制裁若しくは措置を受けている間に、将来少年に対して責任を負う機関による援助がただちに少年に行われるものとする。
111. かかる少年の自由は、その拘禁の目的によって正当化される範囲においてのみ制限することが許される。
112. かかる少年は、労働を強いられるはならず、又は地域社会において引き受けることを強制されえない介入若しくは活動への参加を強いられるはならない。
113. 1. 有罪の判断を受けていない拘禁されている少年は、幅広い介入及び活動を利用できるものとする。
113. 2. かかる少年が有罪の判断を受けた少年に対する介入への参加を求めた場合、可能であるときには、その参加が許されるものとする。

F.2. 福祉施設

114. 福祉施設は本質的に開放的な施設であり、閉鎖的な居室は、例外的な場合で、かつ可能な限り最短の期間においてのみ、用いられるものとする。
115. 福祉施設はすべて、所轄の官公庁によって認可及び登録されるものとし、国内で要求される基準に合致したケアを提供するものとする。
116. 他の少年とともに福祉施設に置かれた少年の法違反者は、かかる少年と同様に扱われるものとする。

F. 3. 精神保健施設

117. 精神保健施設における少年の法違反者は、同様の施設における他の少年と同様の一般的な処遇を受け、自由を剝奪されている他の少年と同様の執行上の活動を受けるものとする。
118. かかる施設における精神保健上の問題に関する処遇は、医療上の理由によつてのみ決定されるものとし、精神保健施設に関して国内で承認及び認可された基準にしたがって行われるものとし、かつ、関連する国際法において規定されている諸原則が適用されるものとする。
119. 精神保健施設においては、少年の法違反者に関する安全及び保安の基準は、本質において医療上の理由に基づき決定されるものとする。

第4部 法的な助言及び援助

120. 1. 少年及びその両親又は法定後見人は、制裁及び措置の賦課に関係するすべての問題に関して、法的助言及び援助を受ける権利をもつ。
120. 2. 所轄官庁は、法的助言者による制限及び監視のない面会を含めて、かかる法的助言及び援助への実効的かつ秘密裡のアクセスを可能にするために合理的な便宜を、少年に提供するものとする。
120. 3. 国は、少年の利益に適う場合には、少年、その両親又は法定後見人に対して、無料の法律扶助を提供するものとする。

第5部 不服申立手続、視察及び監視

G. 不服申立手続

121. 少年及びその両親若しくはその法定後見人は、少年が収容されている施設又は少年が対象とされている社会内制裁若しくは措置について責任を有する官庁に対して、要求又は不服申立を行う十分な機会をもつものとする。
122. 1. 要求又は不服申立に関する手続は、簡潔かつ実効的なものとする。かかる要求又は不服申立に対する判断は、ただちに行われるものとする。

122. 2. 調停及び修復的な紛争解決は、不服申立を解決し、又は要求を満たすための手段として優先させられるものとする。
122. 3. 要求が拒否された場合、又は不服申立が却下された場合、その理由が少年に告知されるものとし、かつ、両親又は法定後見人が要求又は不服申立を行っているときには、これらの者に告知されるものとする。少年又は、両親若しくは法定後見人が要求又は不服申立を行っているときには、これらの者は、独立かつ公平な官庁に上訴する権利をもつものとする。
122. 4. かかる上訴手続は、官庁によって、
- a. 少年並びにそのニーズ及び関心について配慮した方法で、
 - b. 少年問題を理解している者により、
 - c. 少年が収容されている施設又は少年が対象とされている社会内制裁若しくは措置が賦課されている場所に可能な限り近接した場所で、行われるものとする。
122. 5. 不服申立若しくは要求又はその後の上訴手続が最初に書面によって行われた場合であっても、少年のために直接聴聞する可能性がなければならない。
123. 少年は、要求又は不服申立を行ったことを理由として罰されてはならない。
124. 少年及び両親若しくは法定後見人は、不服申立及び上訴手続について法的に助言を求める権利及び、正義が求める場合には、法的援助を受ける権利をもつ。

H. 監査及び監視

125. 少年が自由を剝奪されている施設及び社会内制裁又は措置を賦課している官庁は、国内法及び国際法の要求並びに本規則の諸規定にしたがって運営されているか否かの評価のために、定期的に政府の機関による監査を受けるものとする。
126. 1. かかる施設における諸条件及び自由を剝奪されている少年又は社会内制裁若しくは措置の対象となっている少年の処遇は、少年が秘密裏にアクセスする権利をもち、その見解が公開すべきとされている独立した団体又は諸団体による監視を受けるものとする。
126. 2. かかる独立した監視にあたっては、有形力の行使、拘束、規律違反による懲罰及び他の特別の制限的な処遇について、特別の注意が払われるものとする。

- 126. 3. 少年が死亡又は重傷を負っている事案はすべて、ただちに、精力的かつ独立して調査されるものとする。
- 126. 4. かかる独立した監視を行う団体は、少年が自由を剝奪されている施設を訪問する権利が与えられている国際機関と協力することを奨励されるものとする。

第6部 職員

- 127. 1. 社会内制裁及び措置の賦課並びに少年の自由の剝奪について責任を負う職員に關する包括的な方針は、職員の募集、選考、訓練、地位、管理責任及び労働条件を含んだ正式な文書で規定されるものとする。
- 127. 2. この方針は、かかる少年を扱う職員に身につけられるべき基本的な倫理上の基準も明記するものとし、かつ、取扱いのターゲット・グループとなった少年に焦点を当てたものとする。それは、倫理及び職業上の基準違反を取り扱う実効的な仕組みも示すものとする。
- 128. 1. 少年及びその家族とともに働くのに必要な性格及び専門的な資格を考慮して、少年を扱う職員の募集及び選考の特別な手続が設けられるものとする。
- 128. 2. 職員の募集及び選考の手続は、明確で、透明性をもち、公正かつ偏見のないものとする。
- 128. 3. 職員の募集及び選考は、その職員が責任を負う少年の言語的及び文化的多様性を扱うのに不可欠な技能をもつ男性及び女性を雇用する必要性を考慮に入れたものとする。
- 129. 1. 社会内制裁及び措置並びに少年の自由の剝奪について責任を負う職員は、その職務に関する理論的及び実践的側面を扱う十分な初期訓練を受けるものとし、その活動の専門領域、職務実施上の義務及び倫理上の要求に関する現実的な理解を可能とするガイダンスを受けるものとする。
- 129. 2. 職員の専門家としての能力は、さらに現職研修、監督並びに仕事ぶりの再審査及び評価を通して、定期的に強化及び発展させられるものとする。
- 129. 3. 職員の訓練は、次の事項に焦点を合わせるものとする。
 - a. 当該専門職の倫理及び基本的な価値、

- b. 児童の権利及び許されない取扱いからの少年の保護に関する国内の保護条項及び国際文書、
 - c. 少年法及び家族法、発達心理学並びに少年に関するソーシャルワーク及び教育活動、
 - d. 少年の指導及び動機づけ、尊敬の獲得並びに少年に対するロール・モデル及び展望の提供の方法を職員に教示すること、
 - e. 少年及びその家族との専門的な関係の構築及び維持、
 - f. 実証性のある介入の方法論及びグッド・プラクティス、
 - g. 当該少年らの多様性の取扱い方法、並びに
 - h. 個々の少年の処遇に携わる他の機関と同様に、学際的なチームと協力する方法。
130. 社会内制裁及び措置並びに少年の自由の剥奪に関わる職員は、そのさまざまな職責を実効的に果たすために十分な数が確保されるものとし、かつ少年をケアする上で少年のニーズに応じた十分な範囲の専門家が含まれるものとする。
131. 1. 職員は、通例、常勤で雇用されるべきものとする。
131. 2. 適切なボランティアのワーカーが、少年とともにを行う活動にかかわるよう、促進されるものとする。
131. 3. 制裁及び措置の賦課に責任を負う官庁は、他の機関又は個人がその賦課の過程に関係している場合であっても、その活動に報酬が支払われているかどうかにかかわらず、規定されている諸規則の要請が確実に満たされるよう責任を負う。
132. 職員は、少年の処遇の継続性が確保される形で、雇用されるものとする。
133. 少年とともに働く職員は、適切な労働条件及びその任務の性格にふさわしい報酬並びに同様の専門的な活動において雇用されている他の者の条件と同程度の報酬を受けるものとする。
134. 1. 地域社会において少年とともに働く職員と身体拘束施設で働く職員同士の協力関係を増進するため、このふたつの職員集団に派遣される可能性及び他の環境において働くために訓練を受けることが促進されるものとする。
134. 2. 財政上の制約により、必要な資格に欠ける人物を配置することがあってはならない。

第7部 評価、調査研究、メディア及び一般の人々との協働

I. 評価及び研究

135. 少年のために策定された制裁及び措置は、調査研究及び科学的な評価を基礎として発展させられるものとする。
136. 1. かかる目的のため、施設内並びに社会内の制裁及び措置に関する成功及び失敗を評価することを許す比較データが収集されるものとする。かかる評価では、再犯率及びその原因に注意が向けられるものとする。
136. 2. データは、少年の個人的及び社会的状況並びに少年が収容されている施設における条件についても収集されるものとする。
136. 3. 諸官庁は、地域間の比較及びその他の比較が可能となる方法で、統計データの収集及び照合について責任を負うものとする。
137. 独立の団体による、少年の処遇のあらゆる観点に関する犯罪学的な調査研究は、経済的な支援並びにデータ及び施設へのアクセスを提供することにより促進されるものとする。調査研究の結果は、官公庁により委任された場合であっても、公表されるものとする。
138. 調査研究は、少年のプライバシーを尊重するものとし、国内及び国際的なデータ保護法の基準を満たすものとする。

J. メディア及び一般の人々との協働

139. 1. メディア及び一般の人々は、少年の自由剥奪施設における条件並びに少年に対する社会内制裁及び措置が賦課されるに至った段階に関する、事実に基づく情報を、定期的に提供されるものとする。
 139. 2. メディア及び一般の人々は、社会におけるかかる制裁又は措置の役割に関するよりよい理解を促進するために、少年に対する社会内制裁及び措置並びに自由剥奪の目的、さらにはまたそれに従事する職員の任務の目的について知らされるものとする。
140. 責任を負う官庁は、少年に関する施設の進展状況及び社会内制裁並びに措置の状況に

関する定期的な報告書を公表するよう促進されるものとする。

141. 少年問題について専門的な関心をもつメディア及び一般市民は、かかる少年のプライバシー及びその他の権利が保護されることを条件として、少年が拘束されている施設にアクセスすることが許されるものとする。

第8部 規則の更新

142. 本規則は、定期的に更新されるものとする。